

令和5年の税制改正により 国民健康保険税の課税限度額(上限額)と軽減判定基準額が変更になります

《課税限度額の変更》

国民健康保険税は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の3区分で構成されており、それぞれに課税の上限額が設けられています。

令和5年度より、後期高齢者支援金分の課税限度額を**20万円**から**22万円**に引き上げます。

区分	令和4年度	令和5年度
医療保険分(加入者全員)	65万円	65万円 (変更なし)
後期高齢者支援金分(加入者全員)	20万円	22万円 (+2万円)
介護保険分(40歳から64歳まで)	17万円	17万円 (変更なし)
合計	102万円	104万円 (+2万円)

《軽減判定基準額の変更》

世帯の前年所得が、決められた所得基準を下回っている場合は、所得額に応じて均等割額(1人あたり)と平等割額(1世帯あたり)が軽減(7割軽減・5割軽減・2割軽減)されます。

令和5年度は、5割軽減と2割軽減の基準となる額が見直されました。

区分	令和4年度	令和5年度
5割軽減	43万円+ 28.5万円 ×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} -1)	43万円+ 29万円 ×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} -1)
2割軽減	43万円+ 52万円 ×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} -1)	43万円+ 53.5万円 ×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} -1)

※1 同じ世帯の中で国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行した方も含みます

※2 一定額以上の給与所得者(専従者給与を除く給与収入が55万円を超える方)や公的年金等の所得がある方(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金等の収入が125万円を超える方)を指します

📞 **お問合せ** 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)